

知事記者会見（平成２２年１月２９日）

●知事発表

（１）地域水田農業支援緊急対策（仮称）について

時間：９：３０～９：４６

場所：県庁プレゼンテーションルーム

（幹事社）

まずは知事の方から発表事項をお願いします。

（知 事）

おはようございます。

今日は地域水田農業支援緊急対策の概要について、緊急記者会見ということでご足労いただきました。ありがとうございます。

平成２２年産米の市町村別の生産数量目標の配分につきましては、多くの農家の皆様にとっても大変興味のあることでありました。結果として大変不満の残る内容であったということも承知しておりますが、国からの強い指示もございまして、前にお話をいたしましたとおり、やむを得ざる措置といたしましてあのような決断をさせていただいたものであります。これらのことを県民の皆様、特に農家の皆様に直接ご説明するために、去る１月１８日に臨時の記者会見を開催させていただきまして、その際に私から県独自の緊急支援策を講じたいという旨をお伝えしておりました。このたびその骨子がまとまりましたので公表させていただきます。

まず、市町村別の生産数量目標の配分が終わった後に県の各地域振興局が全県の市町村、あるいは関係団体等に出向いて説明に回ったわけでございます。その際にも、特に市町村長さんなどからは、これまで生産調整に協力してきた多くの農家の皆様に納得していただくためにも、国の農政の大転換に伴う様々な影響に対して県独自の激変緩和的な支援策を早急に取りまとめ、できるだけ情報を早く提供してほしいという意見が数多く寄せられたところです。

また、生産現場では生産数量目標の配分を受けまして、今月末から来月にかけてそれぞれ集落座談会等が開催されることになっており、まさにこの春からの営農準備が本格的に始まるところであります。

本来であれば、県の支援策を盛り込んだ平成２２年度当初予算案は、今後開かれます２月定例県議会に提案し、議会で十分なご審議をいただき、議決を経た上で公表すべきものでありますが、既に現場では営農準備の作業が進められている状況から、こうした状況を踏まえまして緊急対策の内容を一日も早くお知らせしまして、今後の営農計画に役立てていただきたいということで、大変異例な形ですけれども県の予算提案の前に概略を今日お

知らせしたいということです。

今回の対策は、県財政が大変厳しい中ですが総額で5億円の予算を提案する予定となっております。その内容につきましては配付資料にあるとおりです。全国の様子はまだ承知しておりませんが、国の農政の大転換に伴った激変緩和の措置を講ずる県もあるようです。

お配りしてあります資料の事業内容の1の「地域調整活動への支援」でございますが、農家の皆様あるいは集落営農等に対して、このたびの経緯も含め、国の新たな米政策の趣旨、あるいは農業政策全般にわたりまして大分変化がございます。そういうことを十分に周知するとともに、特に転作団地内の受委託作業調整、あるいは不作付地の解消など、市町村の方々にもご負担をお掛けする各種の推進活動がございますので、これが例年であれば前年踏襲ということでございますが、それぞれ現場では説明活動等いろいろあるわけですし、これらに対して大変負担が生じますので、支援をしたいというものです。

次に「転作作物への支援」ですが、これは国の転作助成金の水準が例えば大豆の場合、10アール当たり、これまでの5万円から3万5千円に大きく低下することになりますので、大豆、ソバなどに加えて、それぞれの地域の産地化や特産化に重要な作物のマイナス分等に対して一定額の支援をしようとするものでございます。この作物の選定、あるいは交付水準につきましては、市町村の意向に十分配慮して、できるだけきめ細かな対策にしていきたいと思いますと考えております。

3の「秋田米、枝豆の販路開拓等への支援」でございますが、ご承知のとおり、本県に対しての平成22年産米の生産数量目標は全体として1.1パーセント、5,290トン減少いたしました。これは、あきたこまちをはじめとする秋田米の販売が思うようにいかないということでの措置でありまして、このため今後、各農協あるいは集荷団体がそれぞれ独自の販路を開拓し、積極的に全国に売り出そうという取り組みに対して支援をしようとするものです。

また、特に本県の転作作物の中核として全国第5位まで育った枝豆の産地化をさらに推進するため、枝豆の販売促進活動にも支援していこうとするものであります。

4つ目は「転作作物の拡大・定着に向けた条件整備への支援」ということですが、これは枝豆あるいは新規需要米の定着拡大に伴い、生産拡大に必要な機械あるいは施設等の導入など、主にハード面の条件整備をバックアップ・支援しようとするものです。以上が緊急対策の概要であります。

なお、今、ご説明した内容につきましては、この後、県議会の農林商工委員会に担当部局の方から詳細に説明することといたしております。県議会のご理解を得た上で今後、市町村、JA等を通じて、できるだけ速やかに農家の皆様に詳細な情報をお伝えしてまいりたいと考えております。

米政策が根本的に変わり、農業政策全体も相当大きく変化しているわけですし、それぞれプラス・マイナスということがあり、農家の方々、様々な戸惑い、あるいは不安、そして不満を抱えていると思います。できるだけ現場の混乱をなくしながら秋田県全体の農業振興を図っていこうということで、激変緩和の措置として取りまとめた今回の緊急対策を生産現場で効果的に生かしていただくことにより、本県の水田農業、さらに農業経営全般につきまして、さらなる向上に結びつけられるよう、ぜひとも農家の皆様におかれまして

は取り組んでいただきたいと思いますし、また、我々も逐次フレキシブルに状況の把握をしながら政策展開するよう努力してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(幹事社)

各社から質問をお願いします。

(記 者)

知事、一つだけちょっとお伺いしたい点、これらの政策というのは生産調整、これまで参加・協力されてきた農家、それから協力されてこなかった農家、いずれかをターゲットに据えたものなのでしょうか。もしそうであるならば新たな不公平感が、生まれかねない、その辺の心配はありませんか。その点のご説明をお願いします。

(知 事)

基本的な考え方でございますが、これらの緊急支援対策は当然激変緩和ということになるわけですし、多分、他県の状況もそうでありますけれども、これまでの状況から大幅に変わるという状況を踏まえ、一つは様々な助成の配分については、これまでのそれぞれの市町村の生産調整の実施農家の数だとか生産調整の実施面積などを要素として計算をさせていただきます。ただ、これらが市町村に配分された際に市町村内での各農家への様々な個別措置につきましては、今お話ししたとおり平成22年という段階から全体として国の農業政策が変わったわけですので、減反を協力していただけなかったこれまでの農家を完全に排除するような措置は、行政の通則上、取ることができないものです。また、私どもも国に対して自治体の自治権と、地方主権というものを訴えてきているわけですので、それぞれの市町村の判断にお任せをさせていただきます。

ただ、あくまでも配分数量はこれまでの減反の調整、生産調整という中での数字をもとにすることが論理的であると思いますので、「激変緩和」という言葉からすると、そういう論理性を持って進めているわけでございます。そういうことで、こちらはよくて、こちらの農家はだめだと、頭から否定するつもりはございません。あくまでも自治体の判断でございます。

(記 者)

市町村への生産調整の配分で、これまで、いわゆる減反に協力してきた農家の中で不公平感が生じていることは事実だと思うんですが、今回の措置によってそうした、今まで協力してきた農家の方々が感じていた不公平感というのはある程度は解消されとお考えですか。

(知 事)

心情的なものは、すぐ解決ということにはなかなかないこともあります。日常生活でもいろんな問題がありますけれども、簡単に右から左というわけにはいきませんけれども、あくまでも、この地域水田農業支援緊急対策というのは生産調整の心情的なものに対

してというより、一方にはありますが、（農業政策が）非常に大きく変わるわけですので、今回のこういう配分の措置がなくても、例えば先ほど（申しましたとおり）5万円が3万5千円に下がるわけです。県としては、これまで転作を推し進めてきたわけですし、国もそうでした。そういう方々は、実際、所得の減少につながるわけですので、激変緩和は通常のルールとしても考えられるのではということで、東北の他の県でもこれに似た措置をする所が出てきています。全体を考えての目標はできるだけ早く国の政策転換に慣れていただき、農業振興をさらに図っていただきたいという趣旨でございます。

（幹事社）

ありがとうございました。

（知 事）

ありがとうございます。よろしくお願いします。